

# 助成対象国際交流事業等選考要領

## (趣旨)

第1条 本要領は、公益財団法人あしぎん国際交流財団（以下「当財団」という。）が助成対象者選考規程に基づき、国際交流・国際協力・国際理解の推進・促進に貢献する事業・活動等に対する助成を行うに際し、助成対象事業等の選考に関して必要な事項を定めるものとする。

## (助成申請者の要件)

第2条 助成を申請する者は栃木県に住所又は活動の本拠を有する団体であって、次の実体を備えたものであること。

- (1) 代表者及び所在地が明らかであること。
- (2) 原則として1年以上の継続的、組織的活動実績があること。
- (3) 政治活動または宗教活動を目的としていないこと。

## (助成対象事業等の審査)

第3条 助成申請を受け付けた国際交流事業等を審査するにあたっては、次に掲げる事項に対する充足状況を確認するものとする。

- (1) 特定団体の宣伝、又は営利を目的とするものではないこと。
- (2) 国際交流・国際協力・国際理解のいずれかの推進・促進に貢献する事業・活動であること。
- (3) 助成の対象となる事業等の内容が適切であり、かつ、その実施が確実であると見込まれること。
- (4) 助成金の使途が適正であること。
- (5) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがあること。

## (募集)

第4条 原則として12月から1月に、翌年度の助成対象事業等をホームページで募集する。

## (助成申込)

第5条 助成希望者は、助成申請書（様式第1号）を直接当財団宛提出する。

2 申請書の提出は持参、若しくは郵送とする。必要に応じ、事業の説明資料、団体の紹介資料等を添付する。

3 申請期間は原則として毎年12月1日から1月31日までとする。

## (選考)

第6条 理事会は、助成申請書等を基に、第3条に定める審査項目の充足状況を確認するとともに、申請者の国際交流等への貢献度、過去の実績等を鑑み、助成対象者を決定する。

(助成金額)

第7条 1件あたりの助成金額は、当該年度の予算理事会で決定した金額とする。

(支給方法)

第8条 助成金は口座振込みにより交付する。

2 助成金を助成対象者に給付したときは、助成対象者の助成金受領書を徴するものとする。

(助成の取り止め)

第9条 助成の決定から助成金支給時までに助成対象者が次の各号の1に該当すると認められる場合は、助成金の給付を取り止める。

- (1) その事業が中止等になり実施されないとき。
- (2) 助成金を必要としない事由が生じたとき。
- (3) その他助成対象者として適当でない事由が発生したとき。

(助成取り止めの申し出又は通知)

第10条 前条の規定に該当する場合は、助成対象者がその事実を申し出るか、当財団より書面をもって本人に通知する。

(報告書の提出)

第11条 助成対象者は、受けた助成金を役立てたこと等について、事業実施後1ヶ月以内に報告書を当財団に提出しなければならない。

附則

この要領は公益法人の設立の登記の日から施行する。